

可視化の現在 立会いの未来

「開示証拠の謄写に700万円かかる」 日本の法制は妥当か(下)

— 刑事記録の入手に関する費用負担についての諸外国への照会調査を踏まえて —

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 委員 山本 了宣

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部では従前より、取調べDVDの謄写料金が異常に高額(2018年当時最大2500円)であり、弁護活動の妨げとなっていることに問題意識を持ってきた。

同本部においては、この問題を、「刑事記録の謄写等のために、被告人が費用負担をしなければならないことはそもそも妥当か」という形で捉え直し、この観点から、海外における法令・運用の調査を把握すべく、大阪弁護士会と友好協定のある海外の弁護士会に照会をおこなうなどの方法で調査を実施した。本記事はその結果を集約すると共に、現状の問題点を改めて整理して報告するものである。

◆ 前回の振り返り

前回(上)は、開示証拠の謄写費用として700万円を要した事例(私選)を紹介した上で、刑事記録の入手に費用の負担があるために、防御活動が阻害されているという基本的な問題提起をおこなった。また、これに関する海外弁護士会への照会結果をまとめ、カリフォルニア州、台湾、深圳市の各弁護士会から、弁護側は原則として無償で刑事記録を入手できるという回答を得たことを紹介した。

本稿(下)においては、引き続き残りの回答について紹介すると共に、日本の現在の法制に関する問題点の分析及び改善策の提言をおこなうこととする。

◆ 各国の回答

1 シンガポール弁護士会

【結論】

- 弁護側は刑事記録を無償で入手できる
- 電子データ及び紙媒体が利用される(※)

【証拠開示の手続、費用負担、電子データの利用状況】

刑事手続は事件の重大性^{※1}によって3種類に分かれる。

重大事件ほど証拠開示の範囲は広く、3番目の類型においては、弁護側の主張を補強し、または検察の主張を弱める証拠についての開示義務がある。

開示証拠は弁護側に対して無償で提供される [The originals are given to defense free of charge. The first copy is free.]. 2番目以上の類型の事件について開示が無償でなされることについて、政府の規則が存在する。

証拠は`Integrated Case Management System` (下級審) または `eLitigation` (上級審) を通じて、電子的にファイリングされる^{※2}。

2 香港弁護士会

【結論】

- 弁護側は刑事記録を無償で入手できる
- オリジナルの証拠と同じ媒体で複製されて提供される

【証拠開示の手続、費用負担、電子データの利用状況】

公訴提起後、弁護側は、検察官の主張を弱めまたは弁護側の主張を補強する証拠の開示を請求する権利がある。弁護側への証拠開示の費用は検察官が負担する [The

※1 日本法に沿って大雑把に言えば、1番目は略式事件、2番目は通常訴訟となる事件、3番目は裁判員裁判対象事件に相当するような重大性と思われた。

※2 回答文から明確に読み取れなかったが、同システム上の電子データは基本的に無料で利用でき、更に紙のコピー1部についても無料で提供されるという趣旨に思われた。

prosecution bears the cost of the copying fees]。`unused materials`については、行政庁は弁護側に複製費用の負担を求めることもできるが、支持された慣行 [the accepted practice for years] としてほとんどの行政庁はそれを求めない。

開示の際の媒体は、原則として original と同じ種類 (紙は紙。デジタルはデジタル) が用いられる。

なお、被告側の証拠開示請求権に関連して、判例が、「検察が依拠する証人の供述調書のコピーの提供 [provision of copies] を求める権利を有する^{※3}と言及した例があるため、検察官の開示義務は、物理的なコピーの提供に及ぶと一般に理解されている。

3 イギリス

【結論】

- 弁護側は刑事記録を無償で入手できる
- 電子データで提供される

【証拠開示の手続、費用負担、電子データの利用状況】

検察官は訴訟において依拠する証拠を開示する。そうでない証拠について、目録 [schedule of `unused material`] を開示する。弁護側の主張が示されると、検察の主張を弱めまたは弁護側の主張を補強する証拠の開示義務が生じる。

証拠開示の費用は検察が負担する [The provision of evidence is at the cost of the prosecution]。

近年は電子的に開示されるのが一般的であり、(1) `Crown Court Digital Case System` へのPDFのアップロード、(2)大容量のものについてはディスクの送付、(3) 動画や音声については `Egress System` の利用^{※4}、などの方法がとられる。

◆小括

上記のとおり、海外照会の結果によれば、照会結果を

※3 `entitles the defendant, where practicable, to the `provision of copies` of statements of witness on which the prosecution intends to rely`

※4 政府に対してもサービスを提供している、クラウドストレージ。
<https://www.egress.com/who-we-help/government>

得た7法域のうち6法域において、防御側は開示証拠の写しを原則として無償で入手できることが明らかとなった。また、証拠開示が電子化されている法域もある。

これを踏まえて日本法に関して以下考察する。

◆考察

1 現状

日本の証拠開示に関する現状は次のように要約できる。

- 検察官が「証拠A、B、Cを開示する」と宣言した場合、弁護側は検察庁に所在する謄写業者に依頼して、当該証拠の複製を作成し、入手する。
- もしくは、弁護人や使用人が自ら検察庁を訪問して、その複製を作成する (コピー機やデジタルカメラによる)。
- 上記に要する費用は、謄写事業者の場合、紙について1枚あたり40円前後 (モノクロ)、70円前後 (カラー) となる。その費用は国選事件に限り補填される。私選事件では補填されない。
- 費用負担や、手間の負担に耐えない場合、謄写はあきらめるほかない。国家はそれをたすけない。

上記の「現状」のもととなる法令は、刑訴法の次の条文である。

【刑訴法】

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が (中略) 証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。(後略)

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠 (以下「検察官請求証拠」という。) については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会 (弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会) を与えること。

ここでは、「閲覧する機会」、「謄写する機会」という表現が用いられている。つまり、検察官は、請求証拠や開示証拠を、防御側に積極的に提供する必要はない。検察官はこの点に関して受動的でよく、防御側が自ら証拠を閲覧したり謄写しようとするなら、それに応じることで足りる。

費用に関して法律はなんら言及しない。その結果、この点においても検察官(=国家)は受け身でよく、防御側が自らの経済的負担で謄写しようとするなら、それに応じれば足りる。

謄写事業者は、防御側が自らの経済的負担のもとで謄写をしようとするときに、それを補助する存在であることになる。

2 問題点

(上)においても指摘したが、このような費用負担があることは防御活動を妨げる。すなわち、資料の入手のための費用負担に耐えられず、謄写が回避され、そのために証拠の検討や利用が不可能になったり、不十分になったりする。たとえば取調べのブルーレイディスクの謄写に一枚2500円要するとなると、謄写しないという選択もときに避けがたい。

逆に費用を支払った場合を考えると、今度は、訴訟の準備のために多額の経済的負担を強要することの妥当性が問題になる。

訴訟の効率性の問題も指摘できる。証拠開示とは、要するに訴追側から防御側への情報開示のプロセスであると言えるが、その過程で多額の資金や時間が不可欠だとすると、それは証拠開示プロセスが「非効率」だと評価できる。

3 理論面の考察

上記のように、刑事記録の入手に経済的負担があることは、防御活動を阻害する。

(1) 防御権から

この点はまず、率直に防御権を侵害していると捉えるのが妥当であろう。カリフォルニア州弁護

士協会の回答においては、アメリカ合衆国憲法修正6条^{※5}における効果的な弁護を受けるための付随的な便宜[ancillary services]との関連が指摘されていた。日本国憲法であれば、憲法31条、34条、37条の権利を実現するためには、経済的負担無く刑事記録を入手できる仕組みが必要だと言えよう。

(2) 開示方法における義務の観点から

検察官の証拠開示方法における義務という角度からも捉えることができる。香港においては、コピーを提供する[provision of copies]ことまでが検察官の証拠開示義務の範疇だと捉えられている。これはなんら奇異な捉え方ではない。

民事訴訟において、代理人は相手方の分の書証の写しを準備しなければならない。これは民訴規則137条1項の要求である。大抵はそれを直送する(同条2項)。

また、情報公開法においては、文書の開示方法として、「写しの交付」が定められている(行政機関の保有する情報の公開に関する法律14条)。

同じように、検察官は弁護人に対して、証拠の写しを交付しなければならないはずだと考えるのは、全く自然なことである。

(3) IT技術の発達の見点から

刑事記録の入手に経済的負担が生じることは望ましくない。一方で、刑事記録の複製を作るために現にどこかで費用が生じるならば、それを誰かが負担しなければならない。

ここには1個の矛盾があるが、しかし現代においてその意味は明らかに変わっている。現代はIT技術が十分に普及しており、電子データの複製に要するコストが実質的にゼロとなっているからで

※5 すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州の陪審であって、あらかじめ法律で定めた地区の公平な陪審による迅速かつ公開の裁判を受ける権利を有する。被告人は、訴追の性質と理由について告知を受け、自己に不利な証人との対質を求め、自己に有利な証人を得るために強制的な手続きを利用し、かつ、自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利を有する。

ある。紙やトナーは無料ではないが、電子データの複製は無料である。よって、IT技術の効果的な活用によって、「刑事記録の入手に経済的負担が生じる」という事態をできるだけ軽減し、あるいは原則的になくすべきだという考えは、全く健全で現実的である。

台湾においては、弁護人がストレージを持参した場合には、電子化された証拠が無償で提供される。深圳では、証拠の電子的複製がディスクで交付されるようになってから、証拠開示は無料になった。これは好例であろう。

紙媒体ベースの証拠開示をおこない、それを無償で提供する法域もあるから（シンガポール・香港）、電子化が必須というものではない。しかし、電子化の努力もしないまま、防御側に全部の費用負担を求めるといふようなあり方は、現代において明らかに合理性を欠き、批判されて然るべきである。

4 解決の方策

現行法下において可能な枠組みとして、次の方法が妥当であると考えられる。

【解決指針】

検察官は、刑訴法299条、316条の14その他の証拠開示をおこなう際に、弁護人に対して、証拠の電子的複製（PDFなど）を格納した媒体を無償で交付する。

つまり、検察官が証拠調べ請求や証拠開示の際に、証拠のPDFなどの入ったディスクを弁護人に無償で交付する。弁護人は謄写業者を利用しない。取調べの録画データなど大容量のものは、ポータブルなHDDなどを利用する。

この運用は防御側の経済的負担をなくし、本稿で指摘した問題を解決する。一方、現行法のもとで問題なく可能である。

まず証拠の複製を作る媒体について刑訴法はなんら

制約していない。現に多くの検察庁がデジタルカメラでの謄写も許可しているが、これは電子的謄写である。紙媒体のかわりに電子媒体に保存してもよい。原本の閲覧の機会が保障されている限り、電子媒体の交付が逆に防御権を侵害することも無い。

次に、刑訴法299条、316条の14は、「謄写する機会」と表現するが、「写しを交付してはならない」とは一言も書いていない。現に検察官が、公判の進行中に追加で証拠調べ請求した証拠を、FAXや手渡しで弁護人に交付するという事は珍しくない。「交付」は、検察官の裁量次第でいかようにもできる。

よく指摘されるセキュリティという問題があるが、上記は物理的媒体を検察官が弁護人に交付するという方法である。クラウドを介するわけではなく、そのリスクは紙媒体と大差が無い。

費用負担という点では、媒体を防御側があらかじめ検察に交付するという事はありえる（台湾の例）。

その他上記運用はなんの法令にも違反しない。また、検察庁の運用のみによって解決し、裁判所の運用はなんにも変える必要がない。

刑事訴訟の電子化に関して一定の動きがある。しかし本稿で取り上げた問題の解決のために、刑事訴訟そのものの電子化を待つ必要は全く無い。検察庁の運用によって直ちに改善されるべき問題である。

人権の観点からも、訴訟の合理化の観点からも、「証拠の紙コピーを入手するのに700万円かかった」というようなことは、現代においてもはや許容しがたい。

◆おわりに

本稿はひとまず序論的なものとして、刑事記録の入手費用という問題について基本的な問題提起をすると共に、一定の理論面からの考察を加えた。本稿が同問題の解決の一助となれば幸いである。